

令和7年度

那須町デジタル・フロントヤード改革事業委託業務

公募型簡易プロポーザル実施要領

令和7年7月

那須町企画政策課

**令和7年度那須町デジタル・フロントヤード改革事業委託業務
公募型簡易プロポーザル実施要領**

1 背景及び目的

人口減少と少子高齢化が進行する那須町では、限られた行政リソースで行政サービスの質を維持・向上させるため、住民・来訪者が「書かない・待たない・キャッシュレスで完結する」手続きを実現するデジタル・フロントヤードの整備が急務である。

こうした課題解決のため、那須町は「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」を活用し、国等が推進する「窓口DX SaaS」と連携可能な高度で効率的な窓口サービスの構築を目指す。これによりデジタル技術の波及・浸透を促進し、誰もがデジタルの恩恵を享受できる地域社会を実現する。

町は「那須町DX推進計画（令和5年10月）」に基づき、庁内業務の省力化と住民利便性の向上を同時に達成することを掲げている。本事業では、次の3サービスを核として窓口DXを加速させることを目的とする。

- ・ペーパーレス受付サービス（事前入力＋庁内共有）
- ・キャッシュレス・セミセルフレジ
- ・AI電話対応サービス（24時間一次受付）

2 プロポーザルによる実施

本事業を遂行するにあたり、高い技術力と豊富な実装実績を有し、利用者に分かりやすく将来にわたって持続可能なプランを包括的に提案できる者を、公募型簡易プロポーザル方式により選定し、優先交渉権者とする。

3 業務概要

- （1）業 務 名：令和7年度那須町デジタル・フロントヤード改革事業委託業務
- （2）業務内容：別紙「企画提案仕様書」のとおり
- （3）履行期限：令和8年3月31日
- （4）契約期間：契約締結の日から令和8年3月31日まで
- （5）限 度 額：27,980千円（税込）

※上記費用は設計費及び工程管理費等の一切を含む

- （6）担当所属：那須町企画政策課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 ― 1 3

電話：0287-72-6935 E-mail:kikaku@town.nasu.lg.jp

4 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。なお、共同企業体又はグループによる申請も可能とし、その場合は、構成されるすべての団体が要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までにおいて入札参加指名停止を受けていないこと。
- (3) 町長、副町長及び那須町議会の議員が、団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）の適用となる団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこと。

※上記の条件を満たしていないと判断された時点で、業務の途中であっても契約の解除を行う場合がある。

5 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール（予定）

公募開始・要領配布	令和7年7月30日（水）	町ホームページにて配布
質疑・説明会申込期限	令和7年8月 4日（月）正午	
現場説明会	令和7年8月 6日（水）13:30	那須町役場にて実施
参加申込書提出期限	令和7年8月12日（火）17:00	
企画提案書提出期限	令和7年8月21日（木）17:00	
プレゼン審査	令和7年8月27日（水）	那須町役場にて実施
審査結果通知・公表	令和7年8月29日（金）	
契約締結	令和7年9月30日（火）まで	協議成立次第

(2) 実施要領等の配布

配布期間：令和7年7月30日（水）から令和7年8月12日（火）まで

(3) 質疑・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、以下の方法により質疑の受付及び回答を行う。

- ①提出書類：質問書（様式1）
- ②受付期間：令和7年8月4日（月）正午まで
- ③提出方法：電子メールにより提出すること
- ④回答日時：令和7年8月8日（金）予定
- ⑤回答方法：回答は質問書（様式1）に記載のメールアドレスへ回答書を送付し都度回答はしない。ただし、参加資格要件に関する事項については都度回答する。

(4) 現場説明

現場説明会を希望する者は、以下の方法により申し込むこと。

- ①受付期間：令和7年8月4日（月）正午まで
- ②申込方法：電子メールに団体名、参加者数を記載し申し込むこと。
- ③説明日時：令和7年8月6日（水）13時30分から
※参加者が多い場合は、時間を変更する場合があります。

6 企画提案方法

(1) 参加申込

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）は、以下の方法により参加の申し込みをすること。

- ①提出書類：参加申込書（様式2）、誓約書（様式3）
- ②提出期限：令和7年8月12日（火）17時まで
- ③提出場所：3の（6）に同じ
- ④提出方法：原則としてメールとする。やむを得ずメールを送信できない場合は、事前に担当宛に連絡を行ったのち、持参または郵送での提出も可能とする。
提出の際、必ず担当宛に連絡を行い、町が受領したことの確認をとること。

(2) 企画提案

参加者は、以下の方法により企画提案書、参考見積書及び詳細仕様書を提出すること。

- ①提出書類：企画提案書、参考見積書及び詳細仕様書（電子データ）
- ②提出期限：令和7年8月21日（木）17時まで
- ③提出場所：3の（6）に同じ
- ④提出方法：原則としてメールとする。やむを得ずメールを送信できない場合は、事前に担当宛に連絡を行ったのち、持参または郵送での提出も可能とする。
提出の際、必ず担当宛に連絡を行い、町が受領したことの確認をとること。

⑤企画提案書の作成方法

- ・企画提案書は、原則としてA4サイズのPDFファイルとすること。

- ・企画提案書のファイル名は「【〇〇（代表事業者名）】企画提案書」とすること。
- ・企画提案書は補足資料を含め100ページ以内とする。
- ・企画提案書の様式は任意であるが、企画提案仕様書にある各サービスの項目について、その提案内容を記載するものとする。
- ・企画提案書内に、事業の推進体制、同種の事業実績を含めること。
- ・企画提案書は1者1提案とする。

⑥参考見積書の作成方法

- ・様式は自由だが、消費税込みの金額で明細がわかるように提出すること。
- ・参考見積書のファイル名は「【〇〇（代表事業者名）】参考見積書」とすること。

⑦詳細仕様書の作成方法

- ・別紙「詳細仕様書」に必要事項を記入すること。
- ・具体的な作成方法については、別紙「詳細仕様書」のとおり
- ・詳細仕様書のファイル名は「【〇〇（代表事業者名）】詳細仕様書」とすること。

⑧提出された応募書類の取扱い

- ・提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ・企画提案書は、那須町情報公開条例（平成16年条例19号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・町は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- ・プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- ・参加者は企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ・企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ・企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

⑨辞退について

- ・参加申込書の提出後に辞退する場合は参加辞退届（様式4）をメールにて提出すること。

7 評価方法及び優先交渉権者の決定

(1) 評価基準

本実施要領別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼン審査

- ①時 間：令和7年8月27日（水）
- ②開催場所：那須町役場 3階 正庁
- ③実施方法：開始時間については、企画提案書提出後に個別に通知する。
 - ・提案者が4者以上の場合は、別紙「評価基準」に基づき審査会委員が書面審査を行い、評価合計点が上位の3者によるプレゼンテーションを行う。上位3者以外の事業者に対しては、非選定の結果のみを通知する。

- ・提案者1者につき、プレゼンテーション50分程度、質疑応答10分程度の合計60分を上限とする。なお、入退室、準備等の時間は含まない。
- ・プレゼンテーションは実装を提案するハード、ソフトを用いることとする。
- ・会場に入室できる人数は8名程度とするが、9名以上が入室する場合は、審査前日までに参加人数について連絡をすること。

(3) 失格事項

次に掲げる項目のいずれかに該当した参加者は、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の内容を記載した。
- ・本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した。
- ・評価の公平性に影響を与える行為を行った。
- ・評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた。
- ・参考見積書の金額が、契約上限金額を超えている。

(4) 審査

- ①審査会の各委員は、評価基準に基づいて各提案を評価・採点する。
- ②審査会は、各委員の評価点の合計を基に、最優秀提案者及び次点候補者を選定し、町に報告する。
- ③企画提案書の提出が1者であっても審査を実施し、評価点が60点以上であれば候補者として町に報告する。

8 優先交渉権者の決定、通知及び公表

町は審査会の報告に基づき、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、参加者全員に結果を通知する。また、選定結果通知とともに、優先交渉権者の名称及び総合点について那須町ホームページにおいて公表する。

9 契約手続

- (1) 優先交渉権者と那須町との間で、業務内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 優先交渉権者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した参加辞退届（様式4）をメールにて提出すること。なお、この場合、次点候補者を契約の候補者とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができる。

個人情報保護

(2) 受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、法施行条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

(4) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）に関する事項

本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用することから、事業者は同交付金申請書に掲げる指標達成、政策目的への適合及び会計検査等への協力を行い、同交付金事務の円滑な執行に努めること。

11 業務の継続が困難となった場合の措置

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、町は、契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。この場合、町に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由による場合

天災その他、町及び受託者双方の責めによらない事由により、業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、町の承認を得て、当該部分の業務を免れるものとし、町は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

那須町デジタル・フロントヤード事業委託業務企画提案

No.	評価項目	評価着目点	配点
1	基本要件① 提案コンセプト 及び全体像	・本事業の目的や既存環境を的確に理解した上で、コンセプトや目指すべきフロントヤードの全体像が明確に示されているか。 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）申請書（以下「交付申請書」という）の趣意に則り、KPI達成に向けた提案となっているか。 ・活動指標・成果指標の管理及びその手法が明確になっているか。	10
2	基本要件② 全体システム及び 事業継続性	・各サービスを合理的に連携させ、町民及び行政の双方にとってメリットがある広義のシステム提案となっているか。 ・事業継続性の確保、交付申請書の趣意等を踏まえた他事業との連関等にも鑑みた提案となっているか。 ・正しい課題認識及びそれらに配慮した提案となっているか。	10
3	基本要件③ 推進体制及び プロジェクト管理	・交付申請書に倣った事業の推進体制を擁し、町の各連携部門や団体を含め包括的にバックアップする提案となっているか ・PMOの配置、プロジェクト管理の手法や内容が明確であり、時系列で具体的な成果が示されているか。	10
4	技術提案① ペーパーレス受付 サービス	・現状の課題に配慮し具体的な解決策を示す提案となっているか。 ・各種ハードウェア、ソフトウェア、通信回線等を含むデジタル技術を提供する提案となっているか ・技術を活かした特徴的な提案であるか	10
5	技術提案② キャッシュレス・ セミセルフレジ	・現状の課題に配慮し具体的な解決策を示す提案となっているか。 ・各種ハードウェア、ソフトウェア、通信回線等を含むデジタル技術を提供する提案となっているか ・技術を活かした特徴的な提案であるか	10
6	技術提案③ AI電話対応 サービス	・現状の課題に配慮し具体的な解決策を示す提案となっているか。 ・各種ハードウェア、ソフトウェア、通信回線等を含むデジタル技術を提供する提案となっているか ・技術を活かした特徴的な提案であるか	10

7	研修・教育等 保守体制	・職員向けの操作研修や説明会等において、現場での業務運用に直結する実用的な内容となっているか。 ・サービス稼働後における職員へのサポート体制について、継続的な利活用や習熟支援につながるよう具体的かつ充実した内容が提案されているか。 ・保守・サポート、受付窓口等の手法や内容が明確かつ具体的に示されているか ・稼働後のカスタマイズ、運営方法の変更、バージョンアップなど対応について有益な提案となっているか。	10
8	金額積算見積	・プロポーザル実施要領に定めた委託料限度額以内になっているか。 ・令和7年度及び次年度以降の経費について、合理的かつ経済性を考慮した明確な積算になっているか	10
9	付加提案	・企画提案仕様書に定めのない事項の提案について、総合的に判断して将来性が見込まれる付加価値が認められるか ・付加提案を含めて委託料限度額以内になっているか ・付加提案についてもDX推進に寄与し、事業継続性のあるものか。	20

合計点 100点

備考:評価点数の合計が、最も高いものから優先交渉権者と次点候補者を選定する。